



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

税務情報（2025. 2 - 3）



Vol. 72

May 2025

税務情報(2025.2 - 3)

KPMG税理士法人

本稿は、2025年2月から3月に公表された税務情報についてお知らせしたKPMG Japan BEPS Newsletter、KPMG Japan Tax Newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめて紹介するものです。

税務コンテンツ

最新の税務情報は
こちらからご覧になれます。



kpmg.com/jp/tax-topics

OECD

第2の柱に関するアップデート - グローバル・ミニマム課税に係る Administrative Guidance等の公表

2025-02-25

(KPMG Japan BEPS Newsletter)

BEPSに関するOECD/G20包摂的枠組みは1月15日、第2の柱におけるグローバル・ミニマム課税に関するプレスリリース「Global minimum tax: Release of compilation of qualified legislation and information filing and exchange tools」において、各国・地域のグローバル・ミニマム課税に係る国内法の規定の適格性に関連するAdministrative Guidanceや情報申告に関する資料等を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-tax-beps-20250225.pdf>

2025年度税制改正法案

- 基礎控除の引上げに係る修正案

2025-03-06

(KPMG Japan Tax Newsletter)

政府与党は2月28日、2月4日に国会に提出した所得税の非課税枠（いわゆる103万円の壁）を123万円とする改正を含む2025年度税制改正法案について、基礎控除の上

乗せ特例を追加した修正案を国会に提出しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-tax-newsletter-20250306.pdf>
英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-en-tax-newsletter-20250306.pdf>

戦略分野国内生産促進税制に係る省令等の公布

2025-03-25

(KPMG Japan e-Tax News No.327)

3月25日、官報本紙第1430号及び官報号外第62号において、2024年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制の執行に必要な事項を定める省令等を含む関連規定（全て2025年3月25日施行）が公布されました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250325.pdf>

2025年度税制改正

- 改正法案成立

2025-03-31

(KPMG Japan e-Tax News No.328)

3月31日、第217回通常国会において、

2025年度税制改正法案（基礎控除の上乗せ特例を追加した修正後のもの）が可決・成立了。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250331.pdf>
英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-en-e-taxnews-20250331.pdf>

2024年度税制改正関連情報法

- 戦略分野国内生産促進税制 - イノベーション拠点税制

2025-04-01

(KPMG Japan e-Tax News No.329)

3月25日、2024年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制について、昨年10月18日に公表された通達の趣旨説明が公表されるとともに、経済産業省の本税制に係るページが更新されました。また、3月27日、経済産業省は2024年度税制改正で創設されたイノベーション拠点税制に係るガイドライン等を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250401.pdf>

関連情報

本稿でご紹介したKPMG Japan BEPS Newsletter、KPMG Japan Tax Newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、内藤 直子、
芝田 朋子
✉ info-tax@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピー・ライト © IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしはらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。